

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社 山下設備

住所 〒636-0113 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

代表者氏名 代表取締役 山下和夫 印

電話番号 0745-74-2789

FAX番号 0745-74-4748

メールアドレス yamashita_514@lily.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 山下設備

住 所

〒636-0113

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

代表者 氏名

代表取締役 山下和夫 印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 山 下 和 夫 ヤマシタカズオ	
取締役 山 下 悅 子 ヤマシタエツコ	
事業の範囲	給排水、衛生工事冷暖房装置、厨房設備汚水浄化装置工事の設計及び施行。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 山下設備
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 636-0113 住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号</p> <p>電話番号 0745-74-2789 FAX番号 0745-74-4748 メールアドレス yamashita_514@lily.ocn.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山下和夫	第39168号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター 電動パイプカッター 電動サンダー	手動式 (13~150mm用) (13~150mm用) 100mm・150mm	2 2 1 2	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器 やすり	- (13mm~100mm用) 300平型判丸型	1 2	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ パイプレンチ モンキーレンチ トーチランプ スパナ	- (13mm~50mm用) (50mm~100mm用) ガスボンベ式	4 1 2	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	- T-50KP	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イから六までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 山下設備
住 所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号
代表者 氏名 代表取締役 山下和夫 印

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号
株式会社山下設備

会社法人等番号	1500-01-007203	
商 号	株式会社山下設備	
本 店	<u>奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺1120番地</u> 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号	昭和61年11月 4日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和56年5月11日	
目的	1. 給排水、衛生工事冷暖房装置、厨房設備汚水淨化装置工事の設計及び施行。 2. 住宅設備機器の販売 3. 土木工事業 4. 建築工事業 5. とび、土工工事業 6. 石工事業 7. ほ装工事業 8. しゅんせつ工事業 9. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	5万6000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当会社の承認を要する。 平成28年 6月 1日変更 平成28年 6月 9日登記	

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号
株式会社山下設備

役員に関する事項	取締役 山 下 和 夫	平成26年 6月16日重任 ----- 平成26年 9月 2日登記
	取締役 山 下 悅 子	平成26年 6月16日重任 ----- 平成26年 9月 2日登記
	奈良県生駒郡斑鳩町龍田南二丁目4番34号 代表取締役 山 下 和 夫	平成26年 6月16日重任 ----- 平成26年 9月 2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 4月26日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 4月28日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



株式会社山下設備 定款

平成28年 6 月 / 日変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社山下設備と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水、衛生工事冷暖房装置、厨房設備汚水浄化装置工事の設計及び施工
2. 住宅設備機器の販売
3. 土木工事業
4. 建築工事業
5. とび、土工工事業
6. 石工事業
7. ほ装工事業
8. しゅんせつ工事業
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県生駒郡斑鳩町に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5万6,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の種類)

第8条 当会社の発行する株券の種類は、1株券、10株券、100株券及び500株券の四種類とする。

(株券不所持の申出)

第9条 株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第10条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当会社の承認を要する。

2 前項の承認は、株主総会が行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 当会社の株式につき名義書換を請求する時は、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第13条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再交付を請求するには、請求書に署名又は記名押印しこれに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。
- 3 株券不所持の申出をした株主が株券の発行又は返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

(手数料)

第14条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第15条 当会社は毎事業年度の日の翌日から定時株主総会終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公示するものとする。

(株主の住所等の届出)

第16条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。
届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(決議)

第19条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

ただし、法令又は本定款の定めによるべき場合はこの限りでない。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。

この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(議事録)

第21条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法務省令に定める事項について議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印し当会社に保存する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第23条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年内に最終の事業年度に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第25条 当会社の取締役を2名以上置く場合は、代表取締役を取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第26条 当会社の代表取締役が2名以上の場合は、取締役の過半数の同意をもって1名を代表取締役社長とする。この場合、会社を代表し、業務を執行する代表取締役を取締役の過半数の同意をもって選任する。

- ② 代表取締役が1名の場合は、当該代表取締役を社長とし、当会社を代表し、業務を執行する。
- ③ 取締役が1名の場合は当該取締役を社長とし、当会社を代表し、業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

- 2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(印影)

本件の定款は、(株)山下設備の定款と同一である。但し、(株)山下設備の代表者名は、(株)山下設備の代表者名である。

(見注)

本件の定款は、(株)山下設備の定款と同一である。但し、(株)山下設備の代表者名は、(株)山下設備の代表者名である。本件の定款は、(株)山下設備の定款と同一である。但し、(株)山下設備の代表者名は、(株)山下設備の代表者名である。

第一項 第二項

(印影)

本件の定款は、(株)山下設備の定款と同一である。但し、(株)山下設備の代表者名は、(株)山下設備の代表者名である。

(印影)

本件の定款は、(株)山下設備の定款と同一である。但し、(株)山下設備の代表者名は、(株)山下設備の代表者名である。

令和3年5月11日

この定款の写しは、原本に相違ありません。

〒636-0113 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

株式会社 山下設備

代表取締役 山下和夫

TEL 0745-74-2789



第三九一六八号

給水装置事務技術者免状
令ノ装置事務技術者免状

本籍 奈良県

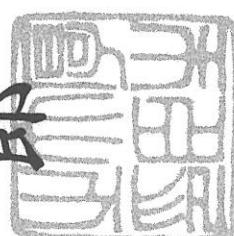
氏名 山下和夫

昭和二十六年二月十九日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置事務
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



○年の伝統と信用を誇る
七五工業株
本社 生駒郡斑鳩町神南
TEL 0294-1286

ローズ奈良地所
45 45 745
9009

吹
水
塗
装
付

(株)ヤブ原産業関西

FAX 0294-2269
奈良県生駒郡斑鳩町竜田一丁目大
正4年4月4日

縮尺 1:1,500





事務所



事務所



事務所

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 山下設備**
 住所 奈良県生駒市斑鳩町三條字原1-1-26
 代表者氏名 **代表取締役 山下和夫**
 電話番号 **0745-94-2789**
 FAX番号 **0745-94-4948**
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 **1** 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日
株式会社 山下設備
〒636-0113
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号
届出者 代表取締役 山下和夫 印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の届出
解任をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 山下設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山下和夫	第39168号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

第三九一六八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 山下和夫

昭和二十六年二月十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

